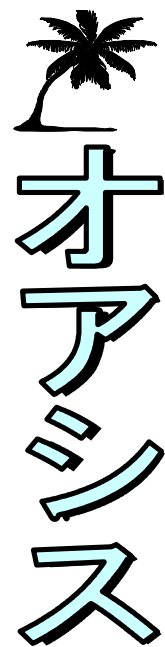


パワハラは犯罪です

日立ジョンソンコントロールズ空調
と関連会社で働く
人のネットワーク



2020年9・10月

No. 86

発行：オアシス
編集委員会
連絡先：多田義幸
TEL

090-9121-0602

●パワハラ防止法

今年の6月からパワハラ防止法（労働施策総合推進法）が施行されました。パワハラを防止するための措置を義務付ける法律です。法改正にともない、厚生労働省は以下のようなパワハラ指針を定めています。

●パワハラ の定義

職場において行われる

- ① 優越的な関係を背景とした言動であつて、
 - ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
 - ③ 労働者の就業環境が害されるものである、
- ①から③までの要素を全て満たすものをいう。

①優越的な関係を

背景とした言動

パワハラと言動を受ける労働者がパワハラと言動をする者に対して、抵抗又は拒絶することができない可能性が高い背景として行われることを指す。例えば以下のもの等が含まれる。

- ・地位が上位の者による言動
- ・同僚又は部下による言動で、当該言動を行う者が業務上必要な知識や豊富な経験を有しており、当該者の協力を得なければ業務の円滑な遂行を行うことが困難であるもの

・同僚又は部下からの集団による行為で、これに抵抗又は拒絶することが困難であるもの

②業務上必要かつ

相当な範囲を超えた言動

社会通念に照らし、言動が明らか

に事業主の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないものを指し、例えば、以下のもの等が含まれる。

- ・業務上明らかに必要性のない言動
- ・業務の目的を大きく逸脱した言動
- ・業務を遂行するための手段として不適当な言動

・当該行為の回数、行為者の数等、その態様や手段が社会通念に照らして許容される範囲を超える言動

③労働者の就業環境が害される

当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じることを指す。

●事業主の責務

- ① パワハラを行ってはならないことに対する労働者の理解を深める
- ② 労働者が言動に注意を払うよう研修を実施する
- ③ 事業主自信がパワハラに関する理解を深め、労働者に対する言動に注意を払う

●事業主が講ずべき措置

- ① 事業主の方針の明確化及びその周知・啓発
- ② 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ③ 職場におけるパワハラに係る事後の迅速かつ適切な対応
- ④ 相談者のプライバシー保護、相談したことを理由とした解雇・不利益取り扱いをされないこと